

「大阪都」構想の危険性について考える

森 裕之（立命館大学）

1. 「大阪都」構想とは

- ・大阪市の「廃止」「解体」「特別区化」、大阪市民の「解散」
- ・特別区は基礎自治体（市町村と法形式的には同等）
- ・24行政区の5つの特別区への再編（北区、南区、東区、中央区、湾岸区）
- ・特別区の区分け・名称は機能的なもの＝行政が上から決定したもの

2. 「大阪都」構想の「目的」

- ・新たな広域自治体による府市の二元行政の解消＝広域行政の一元化（大阪の成長を支える都市経営の担い手）
- ・特別区による住民に身近な基礎自治体＝自治機能を充実（人々の暮らしを支える住民に身近な担い手）
- ・住民応答性の充実（区長自ら住民のニーズを把握）
- ・区役所マネジメントの充実強化（公選区長が住民の声をダイレクトに施策反映）

3. 変転する統治機構改革の中身

- ・「大阪維新プログラム（案）」（2008年6月）
大阪府を無くし、関西州と大阪市による自治体の取り組みを推奨
- ・大阪都構想と道州制をめぐる「論理」
「大阪都構想は将来の道州制と矛盾しません。両立できます。」「大阪都構想は関西州をつくるための準備であり、道州制と全く矛盾するものではありません。関西全体のことを口にする前に大阪の改造をやり遂げ、そのあとに道州制に向かうのが物事の順序と考えています。」

4. 政令指定都市・大阪市が失うもの

- ・都市計画権限（とくにカジノ誘致との関係）
- ・生活行政機能（教育、雇用・産業政策、生活政策など）
- ・大阪市税（大阪市税 6300億円のうち、4300億円は「大阪府税」に変わる）
- ・税財源（総額 8400億円の大阪市予算のうち、2300億円（27%）が大阪府に奪われる。）
- ・資産（大阪市の市保有資産 11.5兆円のうち、大阪府が 5.2兆円（45%）を吸い上げる）

5. 「大阪都」構想における統治機構改革

- ・公営事業等の民営化・統廃合
- ・小さな政府（全国で最もスリムな職員体制）
- ・一部事務組合（大阪特別区事務組合）＝「遠い自治体」（職員数 400人、予算規模 1,000億円、四條畷市や高石市の職員数と同じ）

6. 財政調整制度の問題点

- ・税財源配分は大阪府の条例で決定される。
- ・大阪市民（特別区民）が払った税金は他の地域へ「流用」されうる。
- ・カジノは「特別区域へ還元している」という方便もありうる。
- ・大阪府と特別区の間で事務分担と財源配分をめぐって不安定な政治的争いが繰り返されていく（大阪府の権限が強いことは間違いない）。
- ・特別区間の予算をめぐり、特別区（民）同士の血みどろの争いの場になる。

7. 「二重行政」で財源は浮くか

- ・大阪市の財政シミュレーションには、A項目（経営形態の見直しを検討する事業：地下鉄、

バス、水道、一般廃棄物、消防、病院、港湾、大学、公営住宅、文化施設、市場、下水道)、B項目(府市で類似・重複している行政サービス)、市政改革プラン、職員体制の再編が含まれている。

- ・本来的な「二重行政」(B項目)はせいぜい3億円(うち大阪市分は2億円)(共産党は9億円、他の野党は1億円と試算)。

- ・変質する「二重行政の解消」の考え

橋下・維新の会「都構想で年間4000億円の財政効果を生み出す」

→橋下市長「いくらキャッシュが捻り出せたかという財政効果に矮小化してはいけない」「僕の価値観は、財政効果に置いていない」「(都構想と財政効果の関係は)議論しても仕方ない。今までの府市を改めるなら、それでいいじゃないですか」

- ・橋下市長「大阪府と大阪市を再編し、特別区を設置することで、①二重行政の無駄=税金の無駄遣いが解消できること、②大阪全体の戦略をたてることで、大都市として発展の道がひらけること、③何よりも、住民の皆さんの声を汲み取り、応えることができる自治の仕組み

になること、という大きなメリットが生まれます。しかも、行政改革を進めれば、この600億円を差し引いても、17年間で2,700億円にのぼるお金を生み出すことができます。」

(『特別区設置協定書について(説明パンフレット)』)

8. 「大阪都」構想による大阪市の損得勘定(30年間)

- ・「二重行政」で浮く経費:90億円(3億円×30年)、うち大阪市分60億円(2億円×30年)
- ・特別区設置運営経費:1200億円(初期費用600億円+運営経費20億円×30年)
or 1130億円(初期費用680億円+運営経費15億円×30年)
- ・「大阪都」構想の大阪市決算:60億円-1130億円=△1070億円(単年度△36億円)
- ・大阪府が示す財源対策は、「土地の売却」「各特別区の財政調整基金(貯金)の取り崩し」「大阪府からの貸付」「地方債の発行」

9. 代替案としての都市内分権

- ・地方自治法改正(2014年5月)

各行政区を「総合区」に格上げして予算編成や人事権の一部を持たせる。

道府県と政令市の仕事の重複をなくすために「調整会議」を設置する。両者の意見が異なれば、総務相が勧告することで決着を図る。

現行の区長は「総合区長」にすることを認め、総合区長は特別職とする。

- ・橋下・松井両首長の功績

すでに「大阪都」構想の財政効果は2033年時点で168億円(地下鉄・バス・一般廃棄物の民営化分を除くと64億円)しか見込めない(大阪府市大都市局)。

10. 「過去の民意」に耳を傾ける

- ・大阪市政が始まったのは1889年、普通市政のための「特例」撤廃は1898年。
- ・典型としての関一(1914年助役、1923年市長、1935年没)
- ・御堂筋、地下鉄、大阪港、中之島公園、大阪城公園、橋梁、桜宮・柴島浄水場、etc.
- ・託児所、児童相談所、公衆浴場、公共住宅、共同宿泊所、産院、乳児院、診療所、市民病院、市民館、公設市場、公益質舗、文化施設、学校、公立大学、公共交通、上下水道、衛生研究所、煤煙防止、都市緑化、方面委員、etc.

11. 住民投票

- ・住民投票の成立要件はなく、有効投票数の過半数を占めた方で決定される。
- ・住民投票の「反対」は、「いま都構想について結論を出さない」という意味を含む。